

# 国立市防犯協会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、国立市防犯協会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、国立市の居住者にして本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。  
2 本会に支部を置く。支部は東、中、西、北、本町東、本町西、富士見台東、富士見台西、富士見台公団、泉及び女性部の 11 支部とする。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は国立市役所内におく。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第4条 本会は、市民の防犯思想を普及高揚し、自衛防犯の実を挙げ、立川警察署並びに立川地区防犯協会の行う防犯活動に協力するとともに会員相互の親睦と国立文教地区の環境維持育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、その目的を達するためつぎの事業を行なう。  
(1) 自衛防犯の研究および実施  
(2) 防犯宣伝活動  
(3) 防犯連絡所の設置  
(4) 防犯施設の整備  
(5) 防犯座談会、映画会等の開催  
(6) その他、会の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 役員および委員

(役 員)

第6条 本会に、つぎの役員をおく。

会 長	1	名
副 会 長	5	名 以 内
支 部 長	各 支 部 1	名
副 支 部 長	各 支 部 2	名
監 事	2	名
会 計	2	名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、監事、会計は役員支部長会にて互選し、総会において承認を得る。  
2 支部長、副支部長は、所属支部の理事の中から互選する。

(委 員)

第8条 委員は各ブロック若干名とする。

(役員および委員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代行する。

3 支部長は、支部を統括し、会の事業及び目的遂行に必要な事項をつかさどる。

4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は会計を監査する。

6 会計は、本会の経理をつかさどる。

7 理事並びに委員は、所属支部の事業の推進、目的の普及徹底にあたる。

(役員および委員の任期)

第10条 役員および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員および委員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を代行する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、市長、立川警察署長および有識者又は本会に功労のあった者から総会で推せんし、会長が委嘱する。

2 顧問は、会の諮問に応じ意見を述べることができ、また各種会議に出席することができる。

(嘱託)

第12条 嘱託は、立川警察署および国立市役所職員のうちから会長が委嘱する。

2 嘱託は、会の運営について必要な資料を提出し、または事務処理につき助言することができる。

## 第 4 章 会 議

(会議)

第13条 会議は、総会、役員支部長会とし、総会は各支部3人以上の出席をもって、役員支部長会は構成人員の3分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会は、毎年度当初開催して、つぎの事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(1) 予算、決算報告ならびに承認

(2) 事業計画、事業報告の承認

3 役員支部長会はつぎの事項を協議する。

(1) 事業計画の立案

(2) 会の運営に必要な会則の制定または変更

(3) 会の運営に関する各種協議及び基本的な実施計画の立案

(4) その他、会の運営に必要と認められた事項

(議長)

第14条 総会及び役員支部長会の議長は会長が、支部会の議長は当該支部長があたる。

(議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するところによる。

## 第 5 章 経 費

第 1 6 条 会の経費は、市からの補助金およびその他の収入をもってこれに充てるものとする。

### 附 則

この会則は、昭和 3 5 年 1 2 月 1 1 日から施行する。

昭和 3 9 年 1 2 月 6 日一部改正

昭和 4 1 年 5 月 2 9 日一部改正

昭和 4 6 年 8 月 2 5 日一部改正

平成 1 7 年 5 月 1 9 日一部改正

平成 2 9 年 5 月 2 7 日一部改正